

野洲市資料提供

提 供 年 月 日	令和 6 年 11 月 21 日
担 当 部 課	健康福祉部地域医療政策課 市立野洲病院事務部
担 当 者	駒井・瓜谷
連絡先電話番号	077-587-6141

滋賀医科大学と野洲市の共同研究講座における職員体制の強化 及び市立野洲病院整形外科の体制の強化の見込み(R7年度)

1. 報告内容の概要

- (1) 標記共同研究講座における教員の体制（現行：特任教授・特任助教の計 2 名）について、次年度より 1 名（特任教授）増員することとし、研究課題に「脊椎」を追加する。現行の骨粗しょう症対策や退院後の継続支援と関連が強く、また高齢者を中心に症例（手術等）が多い「脊椎」の研究者を本講座に追加することで、研究実体の充実を図るとともに、本市における臨床研究の展開により市民の医療・福祉の向上を見込む。
- (2) (1) により増員された整形外科医は、臨床研究として、市立野洲病院で整形外科の診療・手術などを行うこととなる。当該医師には、次年度、「病院長特別補佐」の職号を与え、次期（新病院）の病院長予定者と定める。これにより、現病院の収支改善はもちろん、新病院を「整形とりハビリ」に優位性を持った地域の総合病院として確立させ、以て、その経営の安定が維持・持続できるよう図る。

2. 経費・財源

前項の特任教授 1 名の増員においては、共同研究講座負担金の増額が必要となる。金額については現在大学側と調整中である。

- ・直接経費：約 11,000 千円〔特任教授人件費〕他
- ・間接経費：直接経費の 30%

これらに要する財源については、現行と同様、コロナ交付金等を原資とする市立野洲病院の余剰金（約 22 億円（R6.9.30 現在））の一部を活用するため、一般会計の負担はない。

3. 手続き等

R6.12 月	野洲市：11 月市議会で債務負担行為予算審議、採決 (R7～R10 間の協定締結の承認如何)
R7.1 月	野洲市：学長宛、申請書提出
R7.2 月	滋賀医大：教育研究評議会・役員会での審議
R7.3 月	滋賀医大：人事委員会での審議 野洲市：令和 7 年度分の当初予算審議・採決